

# 行政不服審査法の概要

(平成26年法律第68号)

## <目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより  
国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保

(行政庁の処分に関する不服申立てについての一般法(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

## <不服申立ての対象等>

### 【対象】

- 行政庁の全ての処分・申請に対する不作為  
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く

### 【資格】

- 処分に不服がある者(不作為の場合は申請をした者)  
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。  
(取消訴訟の原告適格と同範囲)

### 【不服申立期間】

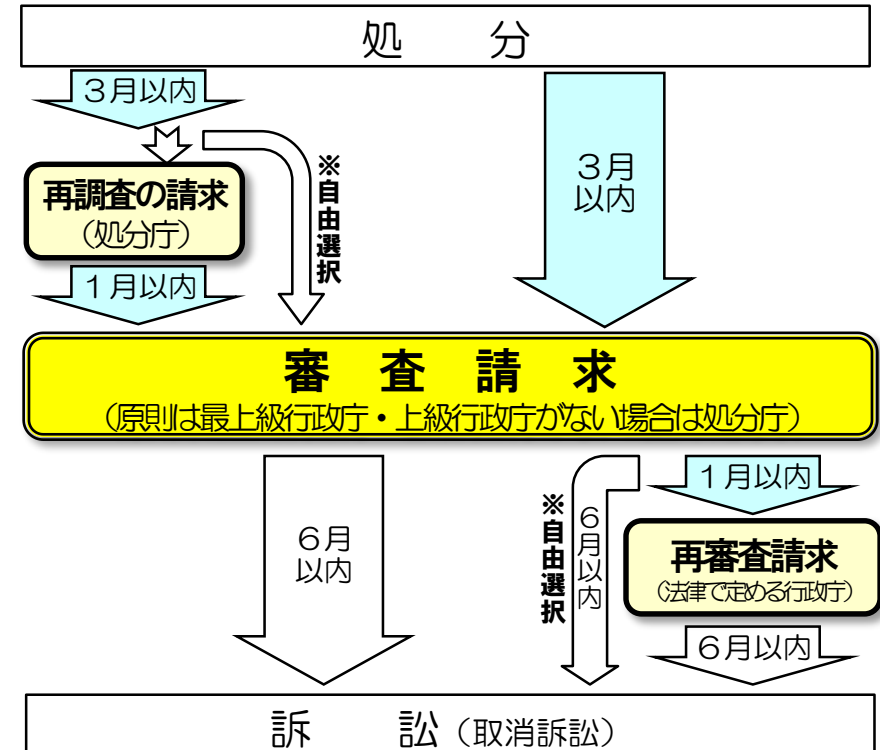
- 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月  
(原則) ※正当な理由がある場合は、この限りでない

### 【処理(裁決・決定)】

- 申立てが不適法 ⇒ 却下
- 申立てに理由なし ⇒ 棄却
- 申立てに理由あり ⇒ 認容
  - ・処分の場合 原処分の取消し・変更
  - ・不作為の場合 不作為が違法・不当である旨を宣言  
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

## <不服申立ての種類>

- 審査請求が原則
- 法律に特別の定めがある場合に限り、例外的に再調査の請求や再審査請求が可能(処分のみ)



<注> 法律に特別の定めがある場合を除き、不服申立てを経ることなく直ちに取消訴訟(処分の取消しの訴え)を提起することも可能

# 不服申立手続の概要

- **書面審理**が原則 ※申立てにより口頭意見陳述を実施するほか、必要に応じ参考人陳述・鑑定・検証等の手続を実施
- 原処分に関与しない職員（**審理員**）が審理手続を実施（審査請求・再審査請求）〈§9〉  
※審査庁が委員会や審議会等である場合、審査請求が不適法であることが明らかな場合等は、指名は不要
- **行政不服審査会等**が第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェック（審査請求）〈§43〉  
※原処分又は裁決の際に他の第三者機関の関与がある場合、審査請求を却下する場合、審査請求の全部を認容する場合等は、諮問は不要

## < 審査請求の手続等 >

### 【方式等】

- **審査請求書**を提出〈§19〉 ※原則として正副2通  
(氏名・住所、処分の内容、趣旨・理由、教示内容等を記載)
- 処分庁等に提出してすることも可能〈§21〉
- 不備がある場合には、**補正**を命令〈§23〉
- 裁決があるまでは、いつでも取り下げが可能〈§27〉

### 【執行停止】

- 審査請求は**処分の効力・執行等を妨げない**〈§25 I〉
- 必要がある場合には、**執行停止**が可能〈§25 II III〉  
※重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、執行停止をしなければならない〈§25 IV〉
- 事情が変更したときは、執行停止を取消し〈§26〉

### 【教示等】

- 処分時に不服申立先等を**教示**〈§82〉
- 標準審理期間の設定・審理員候補者名簿の作成  
(努力義務。設定・作成した場合は公にする義務) 〈§16・17〉
- 不服申立てに必要な**情報の提供** (努力義務) 〈§84〉
- 裁決の内容その他不服申立ての**処理状況の公表**  
(努力義務) 〈§85〉

## < 審査請求の流れ >

